

# 税 務

法律・労務対策事例版

No. 1832

## 7 月 の 税 務

《も く じ》

1. 所得税の予定納税額の納付  
通知期限…7月31日
2. 所得税の予定納税額の減額申請  
申請期限…7月18日
3. 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付  
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
4. 6月分源泉所得税の納付  
納期限…7月10日（6か月ごとの納付の特例の適用を受けている場合、1月から6月までの徴収分を7月12日までに納付）
5. 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所得税）・法人住民税）  
申告期限…7月31日
6. 2月、5月、8月、11月決算法人の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…7月31日
7. 11月決算法人の中間申告（法人税・法人事業税・法人住民税）…半期分  
申告期限…7月31日
8. 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3か月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…7月31日

### ◎税務のニュース

不経研／3か月連続／首都圏マンション価格  
上昇 …2

### ◇中小企業経営者のための豆知識

合同会社の社員権 募集スキームの問題点

1. 合同会社とは …3
2. 合同会社の社員権とは …4
3. 合同会社の社員権募集スキームは金融商品取引法の例外 …4

### ◆中小企業経営者のための豆知識

地方消費税

1. 地方消費税について …8
2. 地方消費税の税率・計算方法 …8
3. 地方消費税の目的 …9

### ▽中小企業経営者のための経営・法律相談

◎限定承認 …12

### ▼中小企業経営者のための仕訳の実例

#### ◎当座預金の仕訳

1. 当座預金とは  
(1) 当座預金の定義・意味など …14
2. 当座預金の決算等における位置づけ等  
(1) 当座預金の財務諸表における区分表示と表示科目 …16
3. 当座預金の会計・簿記・経理上の取り扱い  
会計処理方法  
(1) 使用する勘定科目・記帳の仕方等…16

# 税務のニュース

不  
経  
研

## 3か月連続 首都圏マンション価格上昇

不動産経済研究所が発表した首都圏（1都3県）の5月の新築マンション1戸当たりの平均価格は、前年同月から32.5%高い8,068万円で、3か月連続の上昇だった。東京都心で発売された高額物件がよく売れたという。

発売戸数は21.5%減の1,936戸。担当者は「郊外物件の人气が落ち着いたことが要因ではないか」と分析した。

地域別の平均価格は、東京23区が47.9%上昇の1億1,475万円、23区以外の都内では1.4%下落の4,911万円、神奈川県は22.0%上昇の6,078万円、埼玉県は17.7%下落の4,939万円、千葉県は2.5%上昇の4,837万円だった。

### 社会人の「学び直しから転職まで」

#### 政府が一体支援

社会人の学び直しから転職までを支援する政府の新制度の概要がわかった。希望者は、専門スキルが身につけられる民間の講座を最大で1年間受けることができ、1人あたり平均24万円を助成する。今後3年間で、計約33万人の転職を後押しすることを目指す。

経済産業省は近く詳細を発表し、2023年度中に始める。転職を希望する正社員と契約社員、派遣社員、パート・アルバイトが対象で、経営者や個人事業主らは含まない。教養を学ぶような講座も対象外となる。

希望者は、キャリアコンサルタントの国家資格を持つ専門家に意見を聞き、転職に必要なスキルや職探しの支援を受けること

ができる。講座費用の一部は、政府が補助し、通常よりも割安に勉強できる。講座は、プログラミングとビジネススキルで現状6割超を占めており、医療・介護やウェブデザイン・動画編集といった分野もある。

経産省は事業の担い手を公募し、第1弾として、人材会社のパーソルテンプスタッフやアデコなど50社超が選ばれた。若年層や外国人、障害者の学び直しや転職に実績があり、今後も増やしていくという。2022年度第2次補正予算で確保した関連事業753億円の一部を財源に充てる。学び直しによる労働者の能力向上は、岸田首相が掲げる看板政策「新しい資本主義」の一環。終身雇用や年功序列といった日本型雇用システムの転換を目指している。

### 保険証の来秋廃止、方針変えず

松野官房長官は記者会見で、来年秋に健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化する方針は変更しない考えを示した。「さまざまな意見があると承知しているが、政府の方針通りに進める。丁寧に説明を続けたい」と述べた。

保険証とカードを一体化した「マイナ保険証」を巡っては、別人の医療情報が登録された事例が7,000件以上発覚した。共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、一本化の延期や撤回を求める声が計72.1%に上った。マイナカードの活用拡大に「不安」「ある程度不安」との回答も計71.6%あった。

# 合同会社の社員権 募集スキームの問題点

新社会人の女性が投資詐欺の被害に遭い自殺するといういたましい事件がありました。投資詐欺の手口は巧妙化し被害者もあとを絶たず、深刻な社会問題となっています。そんななか、2022年9月12日、ある「内閣府令」が交付されました。これは、かねてから問題視されてきた「合同会社」を利用したスキームを規制するもので、10月3日から施行されました。

今回は、合同会社スキームの問題点と、新たな規制の内容、投資詐欺に騙されないため知っておきたいことについて、説明します。

## 1. 合同会社とは

日本国内で会社を設立しようとする時、私たちは株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の4つの中から自身にあう会社形態を選びます。

そのうちの合同会社とは、2006年の会社法改正により新しく設けられた会社形態で、アメリカのLLC (Limited Liability Company) をモデルとして導入されました。合同会社は「出資者＝会社の経営者」の持分会社で、出資したすべての社員に会社の決定権があります。

出資者が経営に関する権限を持ち業務を執行する合同会社に対して、株式会社では出資者である株主と経営を執り行う取締役の役割が切り離されているのが一般的です。これを「所有と経営の分離」といいます。

合同会社では法律上、出資者兼役員のことを「社員」と呼びます。これは一般的な「従業員」とは異なる意味を持ちます。さらに、役職として「代表社員」と「業務執行社員」とがあり、主に代表権の有無によって分けられます。

### ◇代表社員

合同会社では出資者である社員全員に業務執行権と代表権があるため、複数の社員がいる場合はそれぞれが会社の代表権を行使できる状態となります。

しかし、代表者が1名に定まっていない状況下では取引先の混乱を招く恐れや社員間での意志疎通が難しくなります。また、個々の社員が勝手に契約を締結することも懸念されます。

そういった事態を避けるために、合同会社では社員の代表として代表権限を行使する代表社員を定款で定めることができます。合同会社の代表社員は、株式会社の代表取締役社長と同様の立場です。

代表社員は1名だけでなく、複数名選出できます。

### ◇業務執行社員

出資者の中には、経営に参加したくない人や、能力のある他の社員に経営

を任せたいと考える人もいるでしょう。2名以上の社員がいる場合、定款に定めることで経営に参加する人だけに業務執行権限を与えることができます。

定款で定めることで、業務執行権があるのは業務執行社員だけになりますが、それ以外の社員も業務の遂行状態や財産の調査・監視を行う権限は有しています。なお、複数人の業務執行社員を指定することもできます。

合同会社の業務執行社員は、株式会社の取締役に対応する立場です。

## 2. 合同会社の社員権とは

合同会社の社員権とは、株式会社でいう株券に似た権利であり、合同会社の有限責任社員たる地位のことで、「社員」というと会社で働く人のことかと勘違いしてしまいそうですが、会社法でいう「社員」と日常用語での「社員」とはまったく異なります。

会社法でいう「社員」は「従業員」ではありません。合同会社の「社員」は会社で言う「株主」に近いものであり、「社員権」は株式のようなもの、と考えてください。

## 3. 合同会社の社員権募集スキームは金融商品取引法の例外

株式や債券等、「有価証券」そのものでなくても、金融商品取引法上のみなし有価証券の私募については原則として金融商品取引業の登録が必要です。

しかし、合同会社が自らの資金調達のため、社員権を自ら募集又は私募する行為は、金融商品取引業の登録を受けずに行うことができます。これが、「合同会社の社員権募集スキームが金融商品取引法の登録の例外」といわれるゆえんです。ただし、2022年9月に、金融商品取引法の内閣府令が改正され、2022年10月3日に施行されたことには注意を要します。

これによると、代表社員や業務執行社員が社員権の販売勧誘する場合には、従来通り、第二種金融商品取引業等、金融商品取引業への登録は不要です。しかし、以前とは異なり、合同会社が自社の従業員スタッフや自社の代理店などを使い、合同会社の社員権を購入するよう勧誘する場合には、金融商品取引法の登録が必要になりました。

合同会社の社員権募集の場合に金融商品取引業の適用除外が認められたのは、本来小規模な会社で出資し合ってビジネスを行う場合の便宜のためでしたが、実際は従業員を使って大規模に営業し、募集をかけ、実質上ファンドのような形態で運営されていることから、このような状態を野放しにできず、規制を強めたものと思われます。

これにより、合同会社を設立し、従業員スタッフの人海戦術で社員を多数募集するビジネスモデルは難しくなったと言えそうです。

## 4. 合同会社の社員権募集スキームのメリット

では、合同会社の社員権募集スキームのメリットとしては、どのようなものがあるのでしょうか。具体的には、以下のようなメリットがあります。

① 社員権の募集については、金融商品取引業で義務づけられている金融商品取引業の登録が必要ない

金融商品取引業の登録については、数ある許認可の中でも、取得が非常に難しいものであるといえます。したがって、金融商品取引業の登録を希望しても、ハードルが高く、条件をクリアしていないことが多々あります。

しかし、上記のように、合同会社の社員権募集スキームであれば、金融商品取引業の登録が必要ないという大きなメリットがあります。

② 多数人から資金を集めることが可能

少数人私募債で資金調達する場合、ファンド組成ほどの手続きは必要ありません。しかし、勧誘する人数が49名までに限定されていることから、多数人を対象にした大規模な資金調達は難しいというデメリットがあります。

一方、合同会社の社員権スキームの場合、499人までが私募とされており、また勧誘人数の判定も勧誘人数ではなく、実際の権利の取得者でカウントが行われます。そのため、勧誘ベースで49人までが私募となる株式や社債の自己募集と比べて、多人数の投資家に社員権を取得させることが可能です。

③ 投資対象には基本的に制限がない

一般に、投資家と匿名組合契約を行い、それをFXや株式に投資して利益が出た場合に配当するようなビジネスを行う場合、金融商品取引業の登録が必要です。

資金を集めてそれを集めた資金を自己運用する場合、投資運用業の規制対象外になっていることから、募集行為同様、金融商品取引業の登録は不要です。したがって、形式上株式やFX等の金融商品に投資をするための合同会社の設立は可能です。もっとも、投資家から集めた資金を株式やFX等の有価証券に投資する場合には、内国有価証券投資事業の権利等に該当しますので、500名以上の募集に該当する行為を行う場合には、有価証券届出書の提出等の開示義務を負います。

また、不動産ファンドを行う場合にもメリットがあります。一般に、不動産の実物不動産を対象とするファンドを組成する場合、不動産特定共同事業の許可を受ける必要があります。

しかし、会社法に基づいて合同会社に出資する場合の当該出資に関する契約は、一般的に不動産特定共同事業契約には該当しないと解されています。そのため、合同会社は、不動産特定共同事業の許可を受けることなく、実物不動産を取得して、その売買・交換・賃貸借から生ずる利益を社員に分配することができます。

## 5. 金融当局、消費者庁も危険視

上述したように、合同会社とは、出資者がお金を出資することで「社員」となり、事業により利益が出れば配当金を受け取れるしくみの会社です。

「社員」というのは会社への出資者を意味する法律用語で、一般的な用語法としての「社員=従業員」とは異なります。株式会社の「株主」のようなものだとお考えください。

「合同会社スキーム」は、お金を出資して「社員」になってもらう形で不特定多数の人からお金を集め、それを運用するというものです。

しかし、このしくみには問題がありました。それは、金融商品取引法の規制を免れることができってしまうということです。

## 6. 規制逃れのためのスキームが投資詐欺の温床に

すなわち、金融商品取引法は、金融商品の取引の公正をはかり、投資家の保護を目的とする法律で、そのために、金融商品取引業者について厳しい規制を課しています。例えば、株式、債券、投資信託等の金融商品を取り扱う業者については、監督官庁において「登録」「認可」「免許」を受けなければならないという参入規制が課せられています。

また、金融商品の募集に際しては内閣総理大臣への有価証券届出書の提出や、投資家に対する目論見書の交付を行わなければなりません。

さらに、監督官庁への定期的な報告と、出資者に対する継続的な情報提供を行わなければならないのです。

それ以外にも、金融商品取引業者には厳格な規制が課されています。

このように、金融商品取引法の規制の下では、公正性と透明性が強く求められます。

ところが、「合同会社スキーム」の場合、株式に相当する社員権を広く販売するので、外形的には金融商品の募集を行っているようにも見えます。しかし、社員権を取得させる行為は、一部を除き金融商品取引法の適用が及ばず、証券取引等監視委員会も調査できない状況となっていました。このため、「高い配当金を受け取れる」などのうたい文句で社員権を購入させる投資詐欺の温床となっていたとみられます。

つまり、許認可なくして簡単にお金を集めることができるだけでなく、集めたお金の運用状況についての出資者への情報開示や説明についても、基本的には法律の規制を受けないことになります。

このことは、消費者・投資家保護の点で大いに問題があり、また、投資詐欺を誘発する危険性があるものです。

事実、証券取引等監視委員会や消費者センターには、以下のような事例が報告されていたとのことです。

- ・ 合同会社が多数の従業員（使用人）を用いて、電話やインターネット、投資セミナー等様々な手段により、高利回りをうたって勧誘する
- ・ 若年層から高齢層まで幅広く勧誘する
- ・ 投資家が勧誘に応じて出資した結果、勧誘者と連絡が取れなくなる
- ・ 勧誘時にうたわれていた利回りで運用されず、投資した資金自体も回収されない

## 7. 新たな規制の内容

事実、証券監視委は調査を通し、社員権を通じた不適切な投資勧誘を認識していました。相談や苦情も多数寄せられたことから、昨年6月、証券監視委は制度の改正を建議しました。

これを受け、金融庁は6月22日に内閣府令の改正案を取りまとめ、パブリックコメントに付しました。

合同会社などの社員（業務執行社員。株式会社の取締役に対応）以外の従業員や使用人などに社員権の取得を勧誘させる場合、金融商品取引業の登録を必須とする内容です。改正法は昨年10月3日に施行されました。

金融商品取引業者として登録するには一般に厳しい要件を満たす必要があり、簡単には認められません。これにより、社員権の購入を勧誘するハードルが上がったほか、仮に金商法上の違反が認められる場合、証券監視委は告発することができるようになりました。社員権を通じた詐欺は、法改正で相当難しくなったと考えられます。

## 8. 投資詐欺の被害に遭わないために大切なこと

今回新たに規制対象となった「合同会社スキーム」は、あくまでも投資詐欺に悪用されやすいものの一つにすぎません。

わが国ではこれまで投資教育が十分になされてきておらず、投資詐欺への免疫が不十分です。

これからきちんとした投資教育を受けることや金融リテラシーをつけることはもちろん大事ですが、限界があります。

また、投資詐欺の方法はますます巧妙になってきています。

そこで、重要なのが、最低限、国による監督の下、金融商品取引法等の規制に服している事業者を選ぶことです。登録、認可、免許等を受けているのであれば、その旨が必ず会社概要に記載されています。

ただし、合同会社スキームを行っている業者の中には、本体は「貸金業」等の免許しか受けていないにもかかわらず、その関連会社に「金融商品取引業」の登録を有している会社があり、いかにも本体が免許を受けているかのような誤解をまねくケースもあつたりするので要注意です。

あくまでも、「本体」が一般投資家保護のための厳格な規制をクリアしている事業者が扱う商品でなければ、投資してはいけないと考えなければなりません。

その上で、担当者から過去の運用実績、運用の方法と方針、リスクの内容・程度と対処法等について説明を受け、十分に納得してから投資を行う必要があります。

ただし、そもそも詐欺師に順法精神は期待できないため、変わらず同様の詐欺が繰り返される可能性もあるでしょう。資金をだまし取られたあとでは取り戻すことが困難なため、もうけ話を簡単に信じないよう注意してください。

# 地方消費税

地方消費税とは、一体何でしょうか。まずは、地方消費税のあらましについて確認していきましょう。

## 1. 地方消費税について

消費税というのは、お馴染みのことだと思います。竹下内閣の際に福祉などの社会保障を目的とした財源確保のため、導入されました。しかし、地方消費税という租税は聞いたことがない方も多いでしょう。

まずは、地方消費税とは、一体何なのかについて、説明していきましょう。ただ、その前に、地方消費税を理解するためには、まず、常日頃支払っている消費税とは何かを理解しなければなりません。

今更、説明する必要もないかもしれませんが、消費税は、事業者が販売したモノやサービスの代金に対して課税される税金です。実際にその税金を支払うのは消費者ですが、実際に納税するのは、事業者であることから、間接税とされています。

モノやサービスの支払い時に、消費者は税金を支払います。その消費税を事業者は一度預かります。その後、預かっている消費税を、消費者に代わって税務署に納付します。

その事業者が税務署に納付した消費税は、国の財源になる分だけではなく、都道府県の財源となる地方消費税が含まれています。消費税の支払い時に、国の財源となる分も同時に納付しているのです。

現在、購入したモノやサービスの金額のうち、8%を消費税として、私たちは納めていますが、8%全てが国の歳入になるワケではありません。そのうちの1.7%は、地方に収める分になります。この分の消費税を、税法では、地方消費税と呼んでいます。

## 2. 地方消費税の税率・計算方法

消費税が導入された当初、平成元年に3%で導入が開始された消費税の税率には、地方消費税は存在していませんでした。しかし、平成9年4月1日に5%に引き上げられた際、そのうちの地方消費税は、消費税全体の20%、つまり、実際に支払っている消費税5%のうち、1%を地方消費税という形で、地方自治体に納めることになりました。そして、平成26年4月1日に消費税率は8%に引き上げられました。この8%の税率のうち、国税として徴収される部分は6.3%に、地方消費税部分は1.7%と設定されました。

今後、8%から10%へ引き上げられることが決定しています。予定通りに消費税率が引き上げられた場合、この10%のうち、国税部分は7.8%、地方消費税分を2.2%の設定になっています。

### 3. 地方消費税の目的

地方消費税の目的は、地方自治体に安定した独自財源を確保させることが目的です。地方自治体の財源になるのは、都道府県民税、事業税がおもな財源ですが、これらの財源は、人口や法人数によって左右されてしまいます。

こうなると、地方格差が明確になってしまいます。人口の多いところは税収が多く、少ない地域は少ない。加えて、1989年度から消費税が導入された結果、地方自治体の歳入の中心になっていた地方税の主要な間接税が消費税に吸収されてしまう結果になりました。

特に、人口の少ない地方では、税収構造の不安定になると地方単独事業、福祉事業の充実が難しくなります。このような対策として、村山内閣の際に、地方消費税の創設が決定されました。

今後も、少子高齢化は深刻なモノになるでしょう。そうなったときに、一番税収として入りづらくなるのは、働いている人が納める所得税や法人税です。

消費税は景気の影響を受けにくいと、社会保障財源として重要な役割を果たしています。特に地方消費税は、地方自治体に安定した独自財源を持たせるものとして期待されています。人口の減少や高齢化でほかの税収が不安定な地域であっても、地方消費税によって税収を維持しやすいとされているからです。

### 4. 地方消費税の課税

基本的に、すべての商品やサービスが、消費税の課税対象になります。普通に、スーパーやコンビニで買っている食料品や生活必需品、塾やホテルなどのサービスも対象になります。

また、一般市民が買う品物だけではなく、物流業界においても課税の対象になります。例えば、農林水産業の第一次産業においては、作った人＝生産者も他の人に売れば、そのうちの8%を消費税という形で納めなければなりません。

他の産業も同様です。鉄鋼業も最初に鉄鉱石を鉄鋼に製錬した法人業者が、他の鉄を必要としている法人業者に売った際には、消費税が課税されます。

### 5. 地方消費税の税収は「清算」される

地方消費税は、以下のような流れで国に納付されてから、47都道府県に分配されます。

- ① 消費者が、商品やサービスを購入する際に消費税を負担し、いったん事業者を支払う
- ② 納税義務者である事業者が、消費者から預かった消費税を国の出先機関である税務署に納付する
- ③ 消費税のうち1.7%の地方消費税部分が、商品・サービスの販売額や人口、従業者数などの統計数値に基づき、各都道府県に分配される

地方消費税の分配にあたって基準となるのは、総務省が定める「清算基準」です。清算基準は3つの指標によって構成され、それぞれ以下のようなウェイトを占めています。

- ・小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額の合算額……ウェイト6/8
- ・人口（国勢調査）……ウェイト1/8
- ・従業者数（事業所統計）……ウェイト1/8

これを見れば分かる通り、人口や従業員数も基準に入っているものの、基本的に地方消費税の税収は、主に都道府県の財・サービスの販売額に応じて配分されることになっています。

本来、消費税は消費者が負担する租税ですから、地方消費税の税収が、最終消費地（品物が行きつく場所）に帰属させるように行動しています。

## 6. 地方消費税の将来

出来ることならば、消費税率は上がって欲しくない、というのが、家計を預かる方々の正直な感想だと思います。

しかし、今後も少子高齢化が進み、いよいよ社会保障費は増大していきます。また、労働人口が少なくなるので、一層、所得税や法人税は減収となるでしょう。そうすると、やはり財源確保のためにも、消費税は上がるでしょう。

現在、予定では、10%への引き上げが予定されています。今後、この税率が据え置きにはならず、北欧と同水準の20%になる可能性も十分に考えられます。

## 地方消費税が抱える問題

地方消費税には、様々な問題があります。消費税としてどうしても抱えてしまう問題もあれば、日本独自の問題もあります。さて、どんな問題があるのでしょうか。

### 1. クロスボーダーショッピング

地方消費税の問題の一番大きなものは、クロスボーダーショッピングを考慮していない点にあります。クロスボーダーショッピングとは、簡単に言えば、県境を越えた消費のことです。

例えば、県境に近いところに住まわれている方なら、もしかすると越境する方が、買い物をする場に恵まれている可能性があります。例えば、関東圏なら東京、関西圏ならば、大阪府や京都府で買い物をすることも多いでしょう。

特に東京都については、関東圏の地方自治体の住民だけでなく、遠方から訪れる観光客や、海外旅行者の消費支出も大きく、入ってくる地方消費税も莫大なモノになるでしょう。

勿論、これは東京都に限った話ではありません。観光名所を多く抱える京都・大阪や神奈川なども同様に、クロスボーダーショッピングが起きやすいため、入ってくる地方消費税も高額になります。

これがなおのこと、地方間格差を浮き彫りにします。地方では満足な社会保障が得られないために、都会へ出ていく。そうすると、人口が減ります。人口が減れば、税収も減ります。そして、また、社会保障が不十分になるという悪循環になるのです。

## 2. 消費支出が少ないと、地方消費税も少なくなる

先ほどのクロスボーダーショッピングもありますが、そもそもの問題として、消費支出が少なければ、消費税が少なくなるという当たり前の問題もあります。

消費税は一説によると、1%で約2.5兆円という大きな規模の税収をもたらすとされています。単純計算で、現在の消費税率は8%ですから、約20兆円規模の消費税収が国にはあります。

その中の地方消費税の税率は1.7%に設定されていますから、単純計算で地方は約4,000億円程度を地方消費税という形でもらっている計算になります。

しかし、消費税が高くなれば、その分、消費者の財布の紐はきつくなります。結果として、消費税収そのものが減り、結果として、地方消費税が入らないということがあります。

また、単純な人口の問題もあります。なぜ、東京や大阪の地方税収が多いのかと聞かれたら、単純な話、人口が多いからです。人口が多ければ、その分、消費する人間も多く、消費する場所も多くなります。

一番、消費税が大きく入るのは、やはり数が多く、利用者の多いコンビニやスーパーなどの小売店です。人口が多ければ数も増え、当然、そこからの税収は大きくなります。人口も少なく消費する場所も少なければ、当たり前ですが、地方消費税も少なくなります。

## 3. 格差をなくす

曲がりなりにも、日本は法の下での平等を謳っている国家です。このような格差は是正されなければなりません。では、このような地方消費税の税収格差を適正にするためには、どのようなことをすれば、良いのでしょうか。

もっとも簡単な方法は、先に上げたクロスボーダーショッピングを完全に排除することです。地方消費税の格差が起きる一番の原因は、消費者が消費税を支払った場所、その都道府県の税収になるシステムがあるからです。

そこで、越境することなく、どの県民も居住県内で消費を行うようにすれば、この格差は是正され、単純に地方消費税の税収は増えます。

しかし、幾ら行政が地元での消費を訴えたところで、家計に消費する場所を強制することは、そもそも不可能な話です。居住区の社会保障や周囲環境を整えるために、消費税が存在するのに、これでは本末転倒です。

もう一つは、地方消費税の清算基準を変更することです。現在、地方消費税は、財・サービスの販売を基準に清算されています。これを、家計の消費支出を基準とするように変更すれば、居住者の消費支出に応じた税収を得ることが出来ます。

ただし、これも、支払った都道府県に税収が入ってこなくなる問題があります。そもそもの人口の多い東京・神奈川や京阪神は未だしも、観光産業を重視している、例えば、北海道や沖縄という道県は大打撃でしょう。

過疎過密や、少子高齢化などの社会問題を解決しなければ、格差の是正は難しいのかもしれない。

## 中小企業経営者のための

# 経営・法律相談

## 限定承認

### 事例

死亡した父は、手広く事業等を行っていたため相当の額の遺産を残しましたが、借金もそれに見合うくらいあるようで、現在のところ、借金の額がはっきりしないので、相続を放棄すべきかどうか迷っています。相続放棄は自己のために相続が開始したことを知った日から3か月以内に家庭裁判所にその旨を申述しなければならないと聞きましたが、私のようにそれまでに借金の額が確定するかどうかかわからないような場合、何か良い方法はありませんか。



### ◇アドバイス◇

相続財産が明らかにマイナスであるときは相続を放棄すればよいのですが、プラスかマイナスか不明のケースもあり、このようなときには「限定承認」が有効な方法です。

---

### ◆◇解

### 説◇◆

---

故人に借金があり、相続財産が明らかにマイナスである場合は相続放棄をすれば良いのですが、相続財産がプラスかマイナスかすぐに判別できないことがあります。そのような場合は限定承認をするケースがあります。

限定承認とは、「相続によって得たプラス財産の限度において、被相続人の債務などのマイナスの財産を相続すること」をいいます。例えば、相続財産に3,000万円の借金と、自宅の持ち分300万円がある。こうした場合で、自宅を手放したくない時に限定承認の申立てを行い、自宅の持ち分相当の借金（300万円）は債権者に支払う事で、自宅の持ち分300万円は相続させてもらうという話です。説明するのもややこしいですが、実際の手続きも非常に複雑なのが限定承認の特徴

です。

限定承認をするとまず、相続財産から、被相続人の債権者に対して負債の弁済が行われます。そして、弁済してもプラスの財産が残っていれば、それを相続人が承継することになります。相続財産が債務超過であるかどうかは、精算してみなければ分からない場合があり、相続放棄によって一切相続をしないとするよりも、相続人にとって利益になることもあります。

ところで、限定承認をするには、民法915条1項の期間内（原則として、相続開始を知ってから3か月以内）に、相続財産の内容を記載した財産目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければなりません。しかも、相続人が数人いるときは、全員の共同でなければ限定承認はできないことになっています。共同相続人の一部の者だけの限定承認では、相続財産の清算が煩雑になるためだとされています。

しかし、限定承認をした後に、共同相続人の一人又は数人について法定単純承認に該当する事由が生じたときは、その者だけが自らの相続分に応じた債務額につき、単純承認者としての責任を負うこととなりますが、限定承認が無効になるわけではありません。そうすると、この場合、結果として共同相続人中の一部の者だけの限定承認という事態が生じることになります。

なお、放棄をした相続人は、初めから相続人でなかったこととなりますから、共同相続人中の一人を除いて全員が放棄した場合、その一人の相続人が限定承認をすることはできると解されています。

限定承認をした者（相続人又は遺産の管理人）は、限定承認をした後5日以内に、全部の債権者及び受遺者に対し、2か月以上の申出期間を定めて除斥公告をすることになります。その間の支払は拒絶でき、強制執行されることもないと解されています。申出期間が過ぎると、まず、先取特権、抵当権など優先権を有する権利者に優先弁済をし、次いで、申し出た債権者、知れた債権者に弁済することになり、相続財産で全債務を完済できないときは、債権額の割合に応じて弁済することになります。相続債権者に対してなお余剰があるときに限り、受遺者に弁済し、更に残余があれば、申出のなかった債権者、受遺者で限定承認者に知れなかった者にも弁済することになります。すべての債務を弁済し終わってなお残余財産があれば、その残余財産が限定承認をした相続人によく帰属することになります。

以上のような弁済をするために、相続財産売却の必要が生じたときは、限定承認者は競売の方法で換価することを原則とします。ただし、家庭裁判所の選任した鑑定人の評価に従って、相続人が、相続財産の全部又は一部を自ら引き取ることができます。なお、結局、相続財産をもって弁済されない債務が残っても、限定承認をした相続人は弁済の責任を負うことはありません。これが限定承認のもっとも重要な効果であるといわれています。

ただし、限定承認をした場合であっても、被相続人の債務につき保証をした相続人は、限定承認後であっても、債務の全額につきその責任を負うこととなりますから、この点は注意が必要です。

## 中小企業経営者のための

# 仕訳の実例

### ◎当座預金の仕訳

#### 1. 当座預金とは

##### (1) 当座預金の定義・意味など

当座預金とは、銀行との当座契約にもとづく預金（自由に資金の出し入れができる、無利息の預金）を処理するための資産勘定をいう。

##### (2) 法人・個人の別

◇法人・個人

当座預金は法人・個人で使用される勘定科目である。

##### (3) 当座預金の特色・特徴

◇小切手による預金の引出し

当座預金は、他の預金とは異なり、出金にはATMでの引き出しができず、小切手を使用する。

◇通帳

当座預金には通帳がない。

##### (4) 当座預金の目的・役割・意義・機能・作用など

決済機能

◇小切手・手形の振出し等

当座預金は無利息であり、通帳もない。つまり、当座預金は資金運用を目的するものではない。

しかし、金利がつかないかわりに、当座預金には決済機能（振込・振替）があり、特に小切手や手形の振出しを行うことができるため、おもに企業の決済口座として利用される。「決済機能」というお金を瞬間移動させて遠くに送ることができる特典がついているために金利がつかないといえる。例えば、当座預金は小切手の所持人に対しては銀行が自動的に支払い事務をしてくれる。

また、普通預金とは違い、他者が口座から支払いを受ける場合、その度ごとに口座引き落とし手続きをする必要はない（例えば、公共料金の口座引き落とし手続きなどのように）。

##### (5) 当座預金の位置づけ・体系（上位概念等）

#### ◇預金

金融法制上、預金取扱金融機関のうち、普通銀行（都市銀行・地方銀行など）と協同組織金融機関の一部（信用共同組合・信用金庫・労働金庫）については「預金」、協同組織金融機関の一部（農業協同組合と漁業協同組合）とゆうちょ銀行については「貯金」という用語が使用されている。ただし、両者の性質は同じである。

預金（広義）には、次のような種類がある。

- ・預貯金
  - ・預金（狭義）…普通銀行・信用共同組合・信用金庫・労働金庫
    - ・当座預金
    - ・普通預金
    - ・定期預金
    - ・定期積金
    - ・貯蓄預金
    - ・通知預金
    - ・別段預金
    - ・納税準備預金
    - ・外貨預金
    - ・譲渡性預金
  - ・貯金
    - ・郵便貯金…郵便局
    - ・JA貯金…農業協同組合
    - ・漁協貯金…漁業協同組合
  - ・金銭信託…信託銀行

#### (6) 当座預金の範囲・具体例

##### ◇入金取引

- ・現金の預入れによる入金
- ・振込による入金
- ・他の預金口座からの振り替えによる入金
- ・小切手（他人振出小切手）の入金
- ・取立依頼手形の入金
- ・受取手形の手形割引実行による入金

##### ◇出金取引

- ・借入金利息・割引料の自動引き落とし
- ・振込代金の振替え
- ・他の預金口座への振替え
- ・小切手（自己振出小切手）の振出し
- ・小切手による店頭での払出し
- ・支払手形の決済

(7) 当座預金の手続き

◇当座預金口座の開設

当座預金口座を開設すると、小切手や手形を発行できるようになる。

しかし、小切手や手形は、支払い不能となれば、不渡りとなる。そのため、当座預金は、誰でも簡単に開設できるというわけではない。

当座預金を開設するには、ある程度信用のある、しっかりした会社であるなどといった条件があり、それは金融機関内で審査される。

当座預金は個人では開設できない場合がほとんどである。

(8) 当座預金と関係する概念

- ・当座借越
- ・銀行勘定調整表

2. 当座預金の決算等における位置づけ等

(1) 当座預金の財務諸表における区分表示と表示科目

貸借対照表 > 資産 > 流動資産  
> 当座預金（又は預金若しくは現金及び預金）

(2) 区分表示

◇流動資産

当座預金は流動資産に属する。

(3) 表示科目

◇当座預金・預金・現金及び預金

取引の記録では、当座預金、普通預金というように銀行口座の種別の勘定科目を用いるが、表示科目としてはまとめて現金及び預金としてもよい。ただし、「現金」と「預金」を区別するところも多い。区別する場合は「預金」又は「当座預金」などとして表示する。

3. 当座預金の会計・簿記・経理上の取り扱い

会計処理方法

(1) 使用する勘定科目・記帳の仕方等

◇当座預金

当座預金口座に現金等を預け入れたときは、当座預金勘定の借方に記帳して資産計上する。

(2) 当座預金の管理

◇帳簿管理

当座預金勘定は、当座預金出納帳という補助簿で管理をする。

(3) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 売上代金を当店振出小切手で受け取ったとき

**例題** 甲商店商品4,500円を販売し、代金として当社振出小切手2,000円と甲商店振出の小切手2,500円を受け取った。

現金	2,500	売上	4,500
当座預金	2,000		

★ポイント★ この場合、当社振出小切手は当座預金であるが、他店振出小切手なら現金で処理する。

2 受取手形が期日に当座預金に入金したとき

**例題** 甲商店より受け取った受取手形1,000円を取引銀行に取立依頼に出してあったが、取立済みの通知を11月15日に受けた。当座預金入金を銀行に指定してある。

11/15	当座預金	1,000	受取手形	1,000
-------	------	-------	------	-------

★ポイント★ 売掛入金、受取手形入金ともに銀行より入金通知を受けた日付で仕訳する。受取手形は期日前に銀行へ取立依頼に出すこと。

3 受取手形を割引し、当座入金したとき

**例題** 甲商店振出の約束手形3,000円を銀行で割引引き、割引料100円を差し引かれて手取金は当座預金へ預け入れた。

割引料	100	割引手形	3,000
当座預金	2,900		

4 普通預金より当座入金が行われたとき

**例題** 普通預金より3,000円引き出し、当座預金に入金した。

当座預金	3,000	普通預金	3,000
------	-------	------	-------

5 預金を預け入れたとき

**例題** 当座預金残高が明日の支払手形決済に8,000円不足するので、手元現金20,000円を預け入れた

当座預金	20,000	現金	20,000
------	--------	----	--------

6 通知預金より当座入金をしたとき

**例題** 当座預金の残高が少なくなったので、通知預金50,000円を解約して受取利息50円とともに当座預金とした。

当座預金	50,050	通知預金	50,000
		受取利息	50

7 貸付金の返済を当座預金に入金したとき

**例題** 甲公司に対する短期貸付金3,000円について、当社の当座預金に振込入金があった。貸付日は6ヶ月前である。

当座預金	3,000	短期貸付金	3,000
------	-------	-------	-------

8 支払手形を当座決済したとき

**例題** 乙社に振り出した支払手形4,000円は、本日9月20日決済日につき、当座預金から支払いがあった。

9/20	支払手形	2,000	当座預金	2,000
------	------	-------	------	-------

9 修繕費を小切手で支払ったとき

**例題** S工務店に建物の修繕費5,000円を小切手で支払った。

修繕費	5,000	当座預金	5,000
-----	-------	------	-------

10 現金の補充のため引出しを行ったとき

**例題** 当社は定額資金前渡制度を採用し、月末に用度係より支払額の報告を受け、その支払額とちょうど同額の3,000円を小切手で補給した。

小口預金	3,000	当座預金	3,000
------	-------	------	-------

11 借入金の返済を小切手によったとき

**例題** Y社よりの短期借入金8,000円を小切手で支払った。

短期借入金	8,000	当座預金	8,000
-------	-------	------	-------

★ポイント★ 盗難・紛失防止のため、小切手は横線小切手の受払いがよい。

12 先日付小切手の「受入」と「振出」があったとき

**例題** ①H社に対する売掛金の回収に10日後の先日付小切手30,000円を受け入れた。②丙社に対する売掛金の回収に2ヶ月後の先日付小切手50,000円を受け入れた。

① 現金	30,000	売掛金	30,000
② 受取手形	50,000	売掛金	50,000

★ポイント★① 先日付小切手の受入は、1ヶ月以内の短期間であれば現金とし、それが長期間であれば受取手形として取り扱う。  
② 逆に、先日付小切手の振出は、長期間のものは支払手形、短期間のものは当座預金とする。

13 当座預金出納帳と当座預金照合表が不一致のとき

**例題** 取引銀行により当座預金照合表を受け取り、前月の当座勘定調整を行ったところ25,000円の不一致があったが、それが自動支払いされた電話料であることがわかった。当社の未記帳によるものである。

通信費	25,000	当座預金	25,000
-----	--------	------	--------

14 期末に見渡しの小切手があるとき

**例題** I社に買掛金と支払いのために振り出した小切手20,000円が取りに来ないため決算期末日（9月30日）現在まだ金庫に入っている。

9/30 当座預金	20,000	買掛金	20,000
-----------	--------	-----	--------

15 期末に当座借越があるとき

**例題** 当社はP銀行と当座借越契約（限度50,000円）がしてあり、期末（3月31日）に30,000円当座預金残高がマイナスになっている。

期末 当座預金	30,000	短期借入金	30,000
---------	--------	-------	--------

★ポイント★ 期末にのみ上記仕訳をする。期中、月末にマイナスでもそのままの処理でよい。

(期首) 短期借入金	30,000	当座預金	30,000
------------	--------	------	--------

に戻し仕訳する。

4. 当座預金の税務・税法・税制上の取り扱い

消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

◇不課税取引（課税対象外）

消費税法上、当座預金は不課税取引として消費税の課税対象外である。